

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）定款第15条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 使用人兼務理事 指導センター事務局職員であって指導センターの理事を兼ねている者
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当金
- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

ただし、使用人兼務理事に対しては使用人の職務の対価として別に定めるところにより給与・賞与等を支払うものとし、この規程を適用しないものとする。

2 役員等の報酬は、別記に定める額とする。

(費用)

第4条 役員等が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち交通費、旅費（宿泊費を含む。）は、別に定める旅費規程によるものとする。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人青森県生活衛生営業指導センターの設立の登記の日から施行する。

別記

1 役員等の報酬日額

(1) 評 議 員

評議員会出席の都度、報酬として一人一律3,000円とする。

(2) 役 員

理事会及び評議員会出席の都度、報酬として一人一律3,000円とする。
なお、監事が監査を行う際にも一人一律3,000円とする。

注：報酬額は、源泉徴収税額（日額表乙欄適用）差引き後の金額とする。

附 則

この規程の一部修正は、平成27年3月16日から施行する。